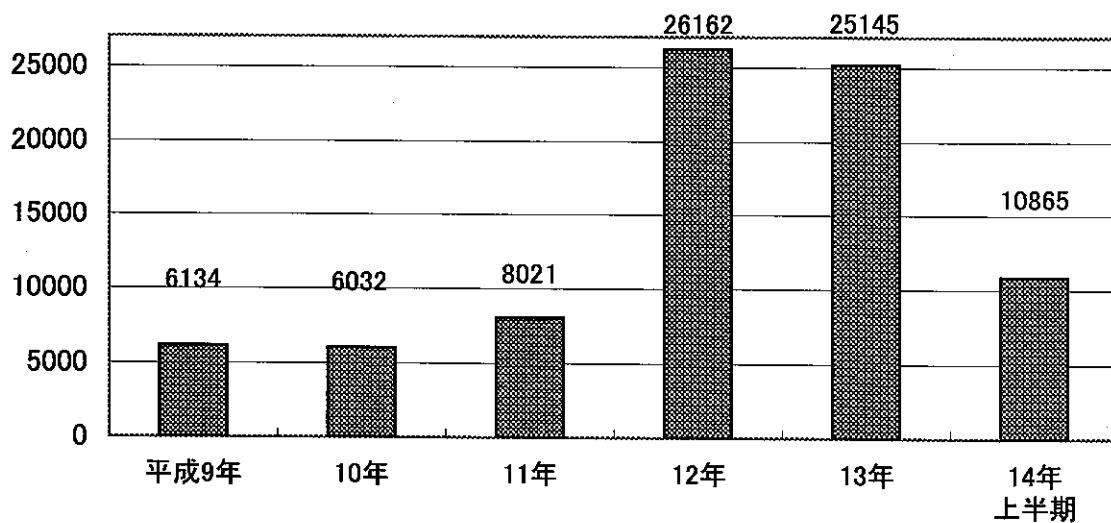


# 資料1

ストーカー対策の推進状況について（平成12年11月24日～平成14年6月30日）

## 第1 ストーカー事案に関する相談件数



平成14年上半期の相談件数は、10,865件で、前年同期の13,493件に比べて件数で2,628件、約19.5%減少した。

※ 都道府県警察の警察総合相談窓口、性犯罪相談窓口、警察署の警察安全相談窓口における相談受理件数。

## 第2 ストーカー規制法の適用状況

平成12年11月24日（施行日）から平成14年6月30日までのストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）の都道府県警察における適用状況は、次のとおりである。

### 1 警告（第4条関係）の実施件数

1, 461件

### 2 仮の命令（第6条関係）の実施件数

なし

### 3 禁止命令等（第5条関係）の実施件数

58件

### 4 援助（第7条関係）の実施件数

1, 152件

※ 内訳は6のとおり

### 5 捜挙件数

#### (1) ストーカー行為罪（第13条関係）

229件

#### (2) 命令違反（第14条関係）

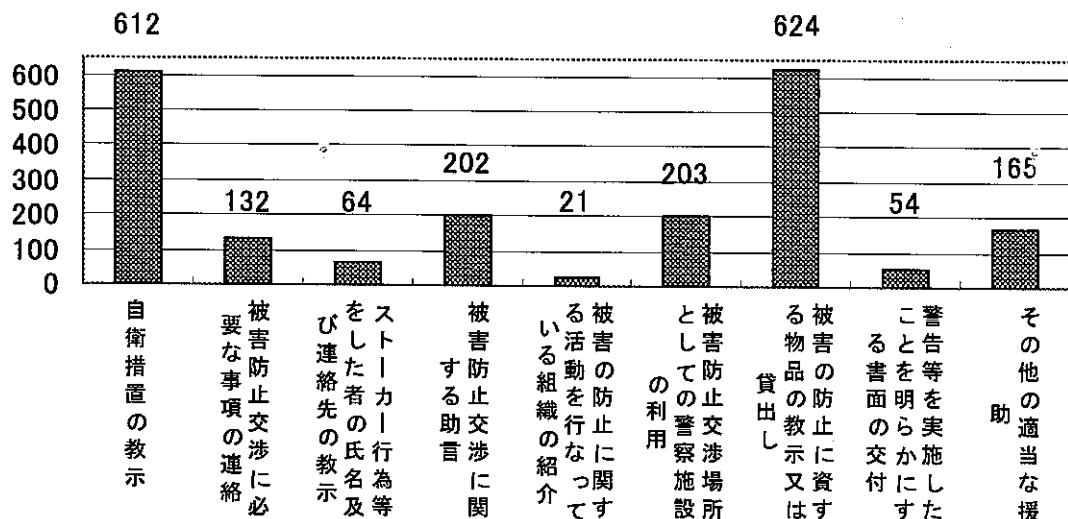
16件

### <警告の効果>

実施された1, 461件の警告から禁止命令等に至ったものは58件（約4.0%）であった。実施された58件の禁止命令等のうち16件（約27.6%）が命令違反として検挙されている。

## 6 援助実施内容（複数計上）

防犯ブザー、電話録音装置、防犯ビデオカメラ等の被害防止物品の貸出し（法施行規則第9条第6号）が624件、次いで被害を自ら防止するための措置の教示（法第7条第1項）が612件となっている。



### ※ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

（警察本部長等の援助等）

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

### ※ ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則

（警察本部長等による援助）

第九条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める援助は、次のとおりとする。

- 一 申出に係るストーカー行為等をした者に対し、当該申出をした者が当該ストーカー行為等に係る被害を防止するための交渉（以下この条において「被害防止交渉」という。）を円滑に行うために必要な事項を連絡すること。
- 二 申出に係るストーカー行為等をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること。
- 三 被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること。
- 四 ストーカー行為等に係る被害の防止に関する活動を行っている民間の団体その他の組織がある場合にあっては、当該組織を紹介すること。
- 五 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること。
- 六 防犯ブザーその他ストーカー行為等に係る被害の防止に資する物品の教示又は貸出しをすること。
- 七 申出に係るストーカー行為等について警告、禁止命令等又は仮の命令を実施したことを明らかにする書面を交付すること。
- 八 その他申出に係るストーカー行為等に係る被害を自ら防止するために適當と認める援助を行うこと。

### 第3 ストーカー事案の分析結果について

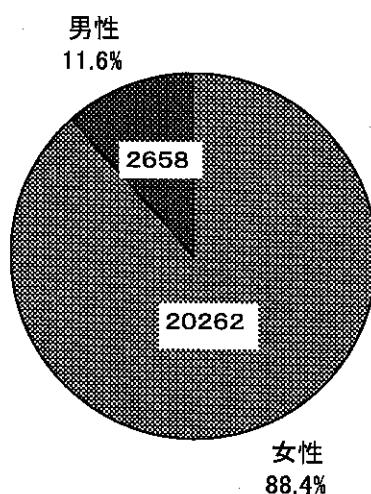
平成12年11月24日（施行日）から平成14年6月30日に、各都道府県警察において取り扱った事案のうち、警察庁に報告のあった22,941件について分析した結果を次のとおり取りまとめた。

※1 ストーカー規制法の目的要件に該当しない事案1,327件を含む。

※2 件数は、同一の被害者と行為者間の行為を1件として計上している。

#### 1 被害者の性別

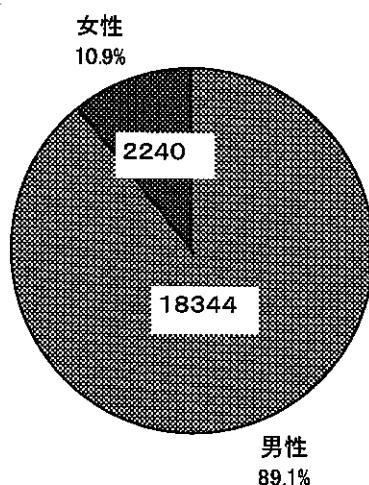
被害者のうち、女性が20,262人（約88.4%）と大半を占める。



※ 被害者が法人、不明である21件を除く。

#### 2 行為者の性別

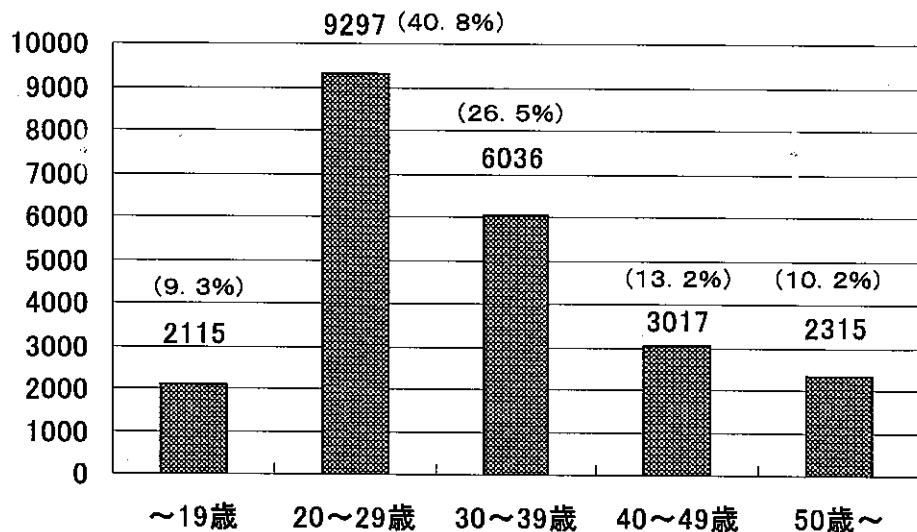
行為者のうち、男性が18,344人（約89.1%）と大半を占める。



※ 行為者が不明である2,357件を除く。

### 3 被害者の年齢

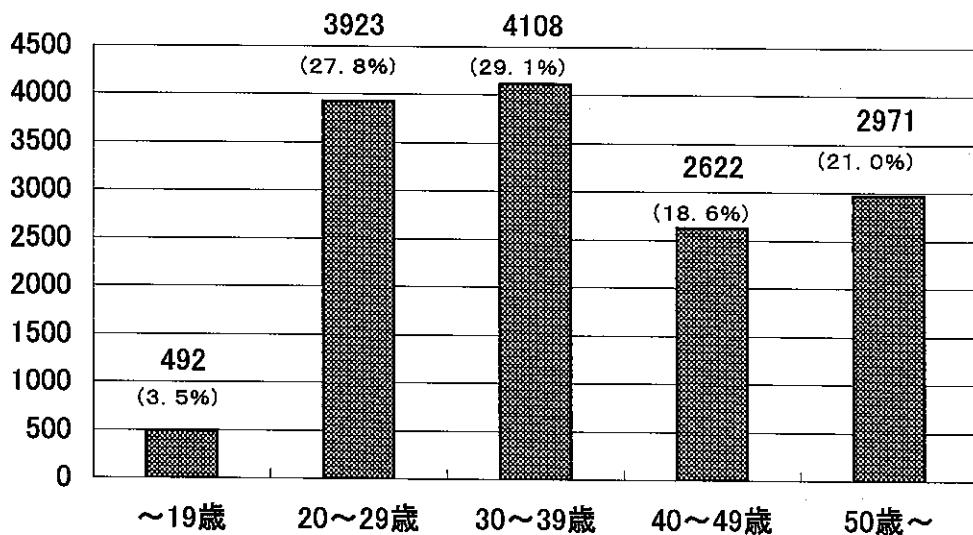
年齢が判明している中で20代が9,297人(約40.8%)と最も多く、次いで30代が6,036人(約26.5%)、40代が3,017人(約13.2%)である。



※ 年齢が不明である161件を除く。

### 4 行為者の年齢

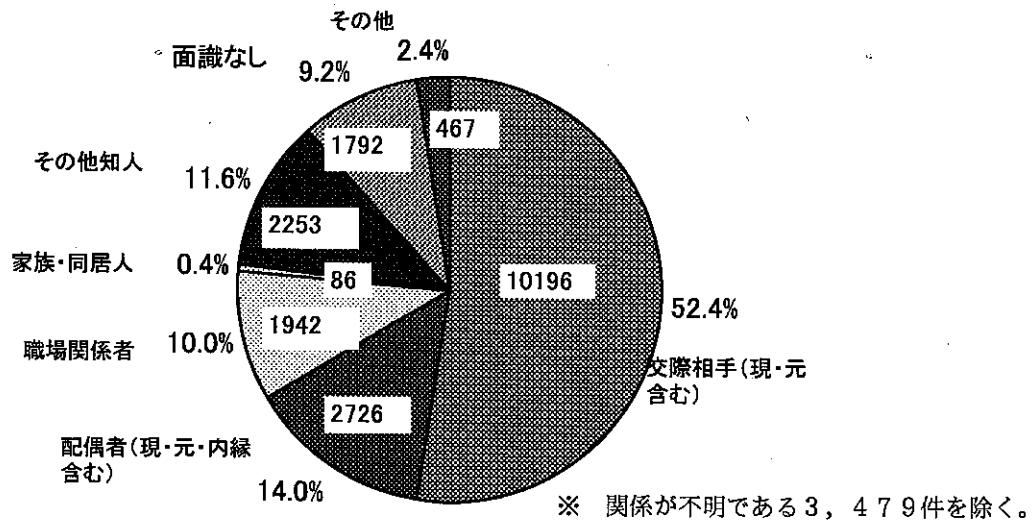
年齢が判明している中で30代が4,108人(約29.1%)と最も多く、次いで20代が3,923人(約27.8%)、50代以上が2,971人(約21.0%)である。



※ 年齢が不明である8,825件を除く。

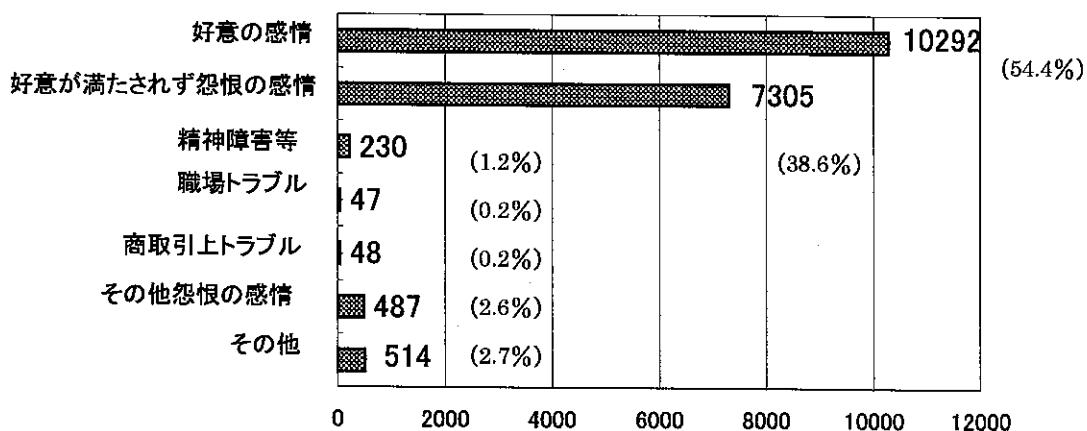
## 5 「特定の者」にとっての行為者との関係

ストーカー規制法第2条第1項にいう「特定の者」と行為者（判明しているものに限る。）の関係は交際相手（現、元含む。）が10,196件（約52.4%）、配偶者（現、元、内縁含む。）が2,726件（約14.0%）と、恋愛関係にあったものだけで約66.4%を占める。被害者と面識のない者によるものは1,792件（約9.2%）であり、全体の約90.8%が面識のある者による行為となっている。



## 6 動機

好意の感情によるものが10,292件（約54.4%）と最も多く、次いで好意の感情が満たされなかつたことに対する怨恨の感情が7,305件（約38.6%）となっており、動機が不明なものを除くと好意の感情に端を発するもの（ストーカー規制法の目的要件に該当するもの）が約93%と大半を占めている。

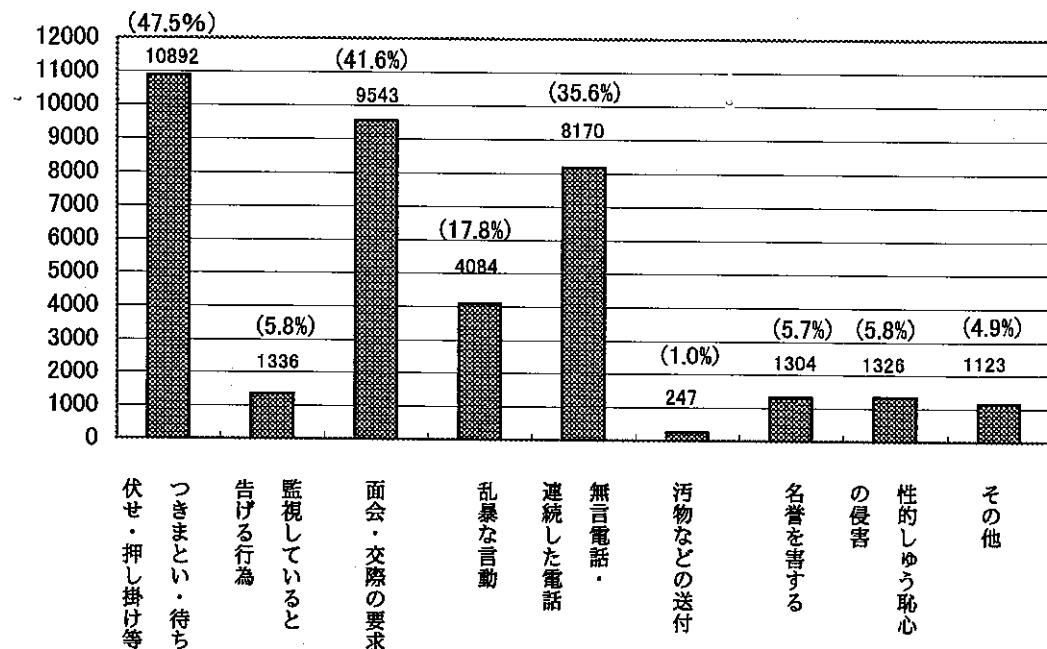


※ 動機が不明なもの4,018件を除く。

## 7 行為形態別発生状況（複数計上）

行為形態をストーカー規制法第2条第1項の号別に分析した結果、つきまとい等が10,892件（約47.5%）と最も多く、面会・交際の要求が9,543件（約41.6%）、無言電話等が8,170件（約35.6%）となっている。

※ 割合は、認知件数22,941件中の割合を算出したもの。



### ※ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

#### （定義）

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の附近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

## 8 ストーカー事案への対応状況

平成12年11月24日（施行日）から平成14年6月30日に、各都道府県警察において取り扱った事案のうち、警察庁に報告された22,941件の対応状況は以下のとおりである。

### （1）ストーカー規制法の適用

第2（2ページから3ページ）のとおり。

### （2）他法令による検挙状況

ストーカー規制法以外の刑罰法令により検挙されたものを取りまとめた結果は、次のとおりである。

1,426事件

(内訳)	殺人	2件	軽犯罪法違反	26件
	殺人未遂	15件	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	25件
	強姦	20件	銃砲刀剣類所持等取締法違反	55件
	暴行	70件	迷惑行為防止条例違反	28件
	脅迫	218件	その他	242件
	傷害	267件		
	住居侵入	193件		
	器物損壊	172件		
	強制わいせつ	20件		
	逮捕監禁	35件		
	名誉毀損	38件		

※1 1事案に複数の罪名罰則が適用されている場合には、最も重い罪名罰則を1件として計上。

※2 その他は窃盗、恐喝、強要、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反等

### （3）その他対応状況（複数計上）

（1）、（2）以外の事案における対応状況は以下のとおり。

防犯指導実施件数 11,761件

指導警告実施件数 3,736件

※1 警察法に基づき任意の行政指導として指導警告したもの。

※2 ストーカー規制法の目的要件に該当しない事案を含む。

パトロール実施件数 1,696件

他機関等への引き継ぎ 366件

※ 他機関とは、女性センター、医療機関、保健所、婦人相談所、福祉事務所、弁護士会等

▼ ストーカー行為等の規制等に関する法律の概要等

1 つきまとい等

第2条第1項

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、次の行為を行うこと

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ①つきまとい・待ち伏せ・押し掛け等 | ⑤無言電話等              |
| ②監視していると告げる行為等    | ⑥汚物などの送付等           |
| ③面会・交際の要求等        | ⑦名譽を害する事項を告げる行為等    |
| ④乱暴な言動等           | ⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等 |

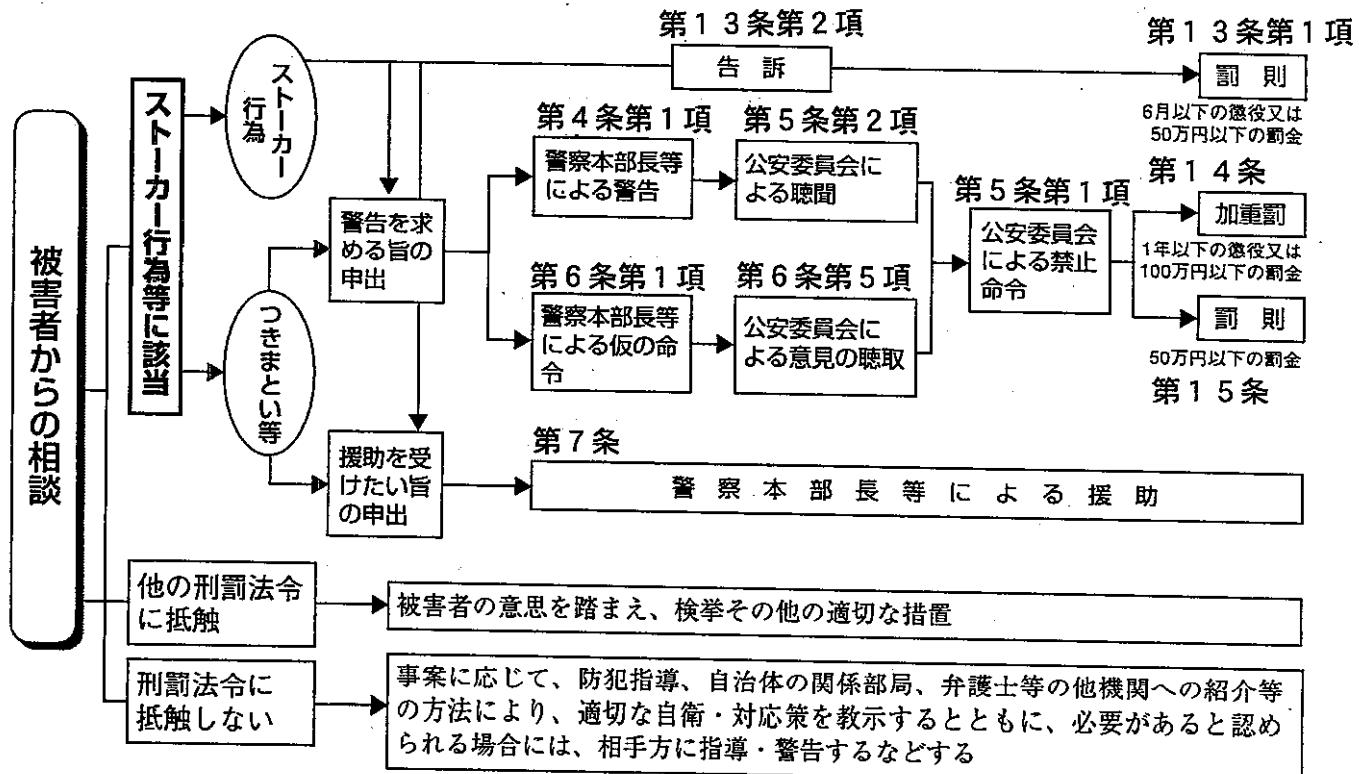
2 ストーカー行為

第2条第2項

同一の者に対して、つきまとい等を反復して行う行為

1. ①～④までの行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名譽が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限定される。

▼ ストーカー事案に対する警察の対応の流れ



# 資料1-3

## ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十一号）

＜平成十二年十一月二十四日施行＞

### （目的）

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 会面、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
  - 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復することをいう。

### （つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止）

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

### （警告）

第四条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第六条第一項の規定による命令をすることができない。
- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）

に報告しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
  - 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(仮の命令)

第六条 警察本部長等は、第四条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為（第二条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為について警告又は仮の命令をすることができる。
- 3 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。
- 4 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。
- 5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。
- 6 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行るべき期日までに相当な期間において」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないと認めるときは、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等をすることができる。
- 8 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。
- 9 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。
- 10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定に

かかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
- 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。

- 2 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。
- 3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

(報告徴収等)

第九条 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、報告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第四条第一項の申出をした者の住所地を管轄する公安委員会とする。

- 2 この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者の住所地を管轄する警察本部長等とする。
- 3 公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所を当該公安委員会の管轄区域内から他の公安委員会の管轄区域内に移転したときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の

命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する第五条第二項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、この限りでない。

- 4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をすることができるものとし、同項の他の公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をすることができないものとする。
- 5 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞に係る禁止命令等をしないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十一條 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(方面本部長への権限の委任)

第十二條 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

(罰則)

第十三條 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四條 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等をすることにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第十五条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

第十六条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附則 (略)